

平成 28 年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可猟区域）について（案）

（基本的な考え方）

エゾシカの増加を抑制するため、狩猟においても捕獲数をできる限り確保する必要があることから、規制緩和を継続する。

1 可猟区域

エゾシカ可猟区域は、離島（奥尻町、礼文町、利尻町、利尻富士町）及び次の区域を除いた区域とする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により捕獲が禁止されている鳥獣保護区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保、若しくは静穏の保持が特に必要な区域
- (2) 生態系への影響回避等の観点から、可猟区域から除外する区域
 - ア 知床半島基部の一部
 - イ 国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域（一部地域を除く。）
 - ウ 道有林の一部

2 可猟期間

環境大臣が定める北海道における可猟期間は、10 月1 日から1 月31 日までであるが、エゾシカの生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるため、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保したいことから、可猟期間を、3 月31 日まで延長する。ただし、西興部村猟区、占冠村猟区、希少猛禽類への配慮や許可捕獲により効率的に捕獲を進めるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。

また、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な地域においては、10 月1 日から10 月21 日までの期間は、エゾシカの狩猟を禁止し、10 月22 日を開始日とする。

なお、斜里町の一部地域においては、捕獲効率向上と希少猛禽類への影響緩和を目的として、可猟期間に中断期間を設ける。

地 域	平成 27 年度	平成 28 年度
エゾシカ可猟区域 (以下の地域を除く)	A 10 月 1 日～3 月 31 日 B 10 月 1 日～1 月 31 日 C 10 月 24 日～3 月 31 日 D 10 月 24 日～2 月 29 日 E 10 月 24 日～1 月 31 日	A 10 月 1 日～3 月 31 日 B 10 月 1 日～1 月 31 日 C 10 月 22 日～3 月 31 日 D 10 月 22 日～2 月 28 日 E 10 月 22 日～1 月 31 日
西興部村猟区、占冠村猟区	F 9 月 15 日～4 月 15 日	F 9 月 15 日～4 月 15 日
斜里町の一部 (中断期間の設定)	G① 10 月 24 日～1 月 4 日 G② 1 月 17 日～2 月 1 日 G③ 2 月 14 日～2 月 29 日	G① 10 月 1 日～1 月 4 日 G② 1 月 18 日～2 月 1 日 G③ 2 月 15 日～2 月 28 日

3 捕獲数制限

エゾシカの捕獲を促進するため、捕獲数制限の撤廃を継続する。ただし、メスジカの捕獲を促進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、一人1日当たり1頭までとする。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
メスジカ	無制限	無制限
オスジカ	無制限 ただし、12月1日以降の銃猟については、一人1日当たり1頭	無制限 ただし、12月1日以降の銃猟については、一人1日当たり1頭

4 銃猟の自粛要請

3月には、オジロワシなど希少猛禽類の繁殖期に重なるため、多くの営巣地が存在する日本海沿岸北部からオホーツク海沿岸にかけての海岸・湖沼付近においては、銃猟の自粛を要請する。

5 主な可猟期間変更地域

地 域	平成 27 年度	平成 28 年度	主な変更理由
上川町	10月1日～3月31日	10月22日～3月31日	10月中は農作物の収穫作業があり、事故防止の観点から10月末始期を希望。また、隣接する遠軽町なども10月末始期を希望していることから、始期を10月22日に統一した。
興部町 雄武町	10月24日～1月31日	10月22日～2月28日	狩猟による捕獲の機会を最大限に確保し、エゾシカの生息数の増加及び生息域の拡大を抑えるために、終期を2月28日まで延長した。
紋別市 滝上町	10月24日～3月31日	10月22日～2月28日	3月に一斉捕獲等の有害駆除を集中的・効率的に実施することなどから、終期を2月28日までに統一した。
清里町	10月24日～1月31日	10月22日～3月31日	狩猟による捕獲の機会を最大限に確保し、エゾシカの生息数の増加及び生息域の拡大を抑えるために、終期を3月31日まで延長した。
浜中町	10月24日～1月31日 10月24日～3月31日	10月22日～1月31日	霧多布地区以外の地域において、2月及び3月に一斉捕獲等の有害駆除を集中的・効率的に実施することなどから、町内全域の終期を1月31日に統一した。
網走市 美幌町 斜里町 小清水町 佐呂間町 湧別町 大空町	10月24日～3月31日	10月1日～3月31日	狩猟による捕獲の機会を最大限に確保し、エゾシカの生息数の増加及び生息域の拡大を抑えるために、始期を10月1日に統一した。

平成 28 年度斜里町における可猟区域

オショコマナイ川以南～オチカバケ川以北の地域（鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く。）の可猟期間（中断期間設定）」

10月1日～1月4日、1月18日～2月1日、2月15日～2月28日

平成 29 年 3 月シカ銃猟自粛区域

オチカバケ川以南の地域（鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く。）の可猟期間

10月1日～3月31日

連続して捕獲圧をかけ続けることによる捕獲効率低下の防止及び継続的な人の立入による希少猛禽類への影響緩和を目的に、斜里町の一部の区域について、可猟期間に中断期間を設定する。

